

# 総務委員会資料

平成27年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第124号 川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成27年8月28日

総務局

川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○川崎市職員の再任用に関する条例 平成12年12月21日条例第55号</p>	<p>○川崎市職員の再任用に関する条例 平成12年12月21日条例第55号</p>																																
<p>(任期の末日)</p> <p>第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (抄)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成13年4月1日から平成16年3月31日まで</td> <td style="width: 20%;">61年</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日から平成19年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>4 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等のうち消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td style="width: 20%;">61年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table>	平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年	<p>(任期の末日)</p> <p>第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (抄)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成13年4月1日から平成16年3月31日まで</td> <td style="width: 20%;">61年</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日から平成19年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>4 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等のうち消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td style="width: 20%;">61年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table>	平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年
平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年																																
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年																																
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年																																
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年																																
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年																																
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年																																
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年																																
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年																																
平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年																																
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年																																
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年																																
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年																																
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年																																
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年																																
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年																																
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年																																